

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鹿児島市長 下鶴 隆央

市町村名 (市町村コード)	鹿児島市 (46201)
地域名 (地域内農業集落名)	皆与志町 (比志島,上方限、比志島,中方限、比志島,下方限、宮ノ平、皆房,上方限)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月2日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・主食用水稲の作付が主となっている。
- ・基盤整備された区域もあるが、狭小かつ不整形で排水不良な農地もあり、耕作条件の悪い農地は遊休農地となっている。
- ・水路整備が不十分な箇所では、水が不足することがある。
- ・会社勤めの住人も多く、水路の泥上げなど共同作業の日程調整が難しくなっている。
- ・イノシシ等の鳥獣による被害も深刻化しており、生産意欲の低下を招いている。
- ・高齢化が進んでいるが後継者が少ないため、地区外の耕作希望者も受け入れていく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・稲作を主体とした水田農業を引き続き行う。耐暑性に優れた品種への転換も検討し安定生産を図る。
- ・裏作栽培について品目検討などを行い、農地の有効利用を図る。
- ・多面的機能支払事業に取り組むことも検討し、水路など生産基盤の維持管理を図る。
- ・現耕作者が管理できなくなった農地は、地区内の農業者による引き受けを調整するほか、地区外から入作を希望する者の受け入れを行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	27.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	27.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地のうち、復旧困難な農地(山林化等)を除く、農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現耕作者が管理できなくなった農地は、地区内の農業者による引き受けを調整するほか、地区外から入作を希望する者の受け入れを行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
貸し借りの合意が得られた農地は農地バンクによる貸借を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域の話合いで合意形成が図られた場合、基盤整備事業に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区外から入作を希望する者の受け入れを行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じ作業委託の利用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①集落に寄せ付けない環境づくりと、電気柵の正しい設置によるほ場への鳥獣の侵入防止を図る。
- ⑦多面的機能支払事業の取組みを検討し、水路などの生産基盤の維持管理を図る。